

# 第1章 はじめに

## 1 獅子ヶ鼻湿原の概要（指定時）

### （1）指定書

名称 鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群

所在地 秋田県にかほ市象潟町横岡字中島岱国有林子吉川森林計画区  
由利森林管理署 68 林班と1小班、と2小班、ち1小班

指定理由 ア 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）天然記念物の部

二 植物（六）泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの

（十）著しい植物分布の限界地

（十二）珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

三 地質鉱物（十）磁気孔及び火山活動によるもの

### イ 説明

鳥海山北麓の標高 550 m には、鳥海山からの新山溶岩の末端部分がよく発達し、その下部から豊富な湧水が溢出している。獅子ヶ鼻湿原植物群落は、この湧水に涵養された湿地帯と、周囲のブナ林により構成される。湧水は低温、酸性等の特異な性質を持ち、独特の植物相を持つ蘚苔類群落を発達させている。また、周囲の森林には、雪上伐採によって形成された、いわゆる「あがりこ」と呼ばれる奇形ブナが生育している。これらの学術的価値は高く貴重である。

官報告示 平成 13 年 1 月 29 日付け 文部科学省告示第 20 号

### （2）所有者

国（農林水産省）

### （3）管理責任者

にかほ市（平成 15 年 8 月 7 日付け）

### （4）指定面積

総面積 26.11 ha（68 林班と1小班 15.87 ha、68 林班と2小班 0.26 ha、68 林班ち1小班 9.98 ha）

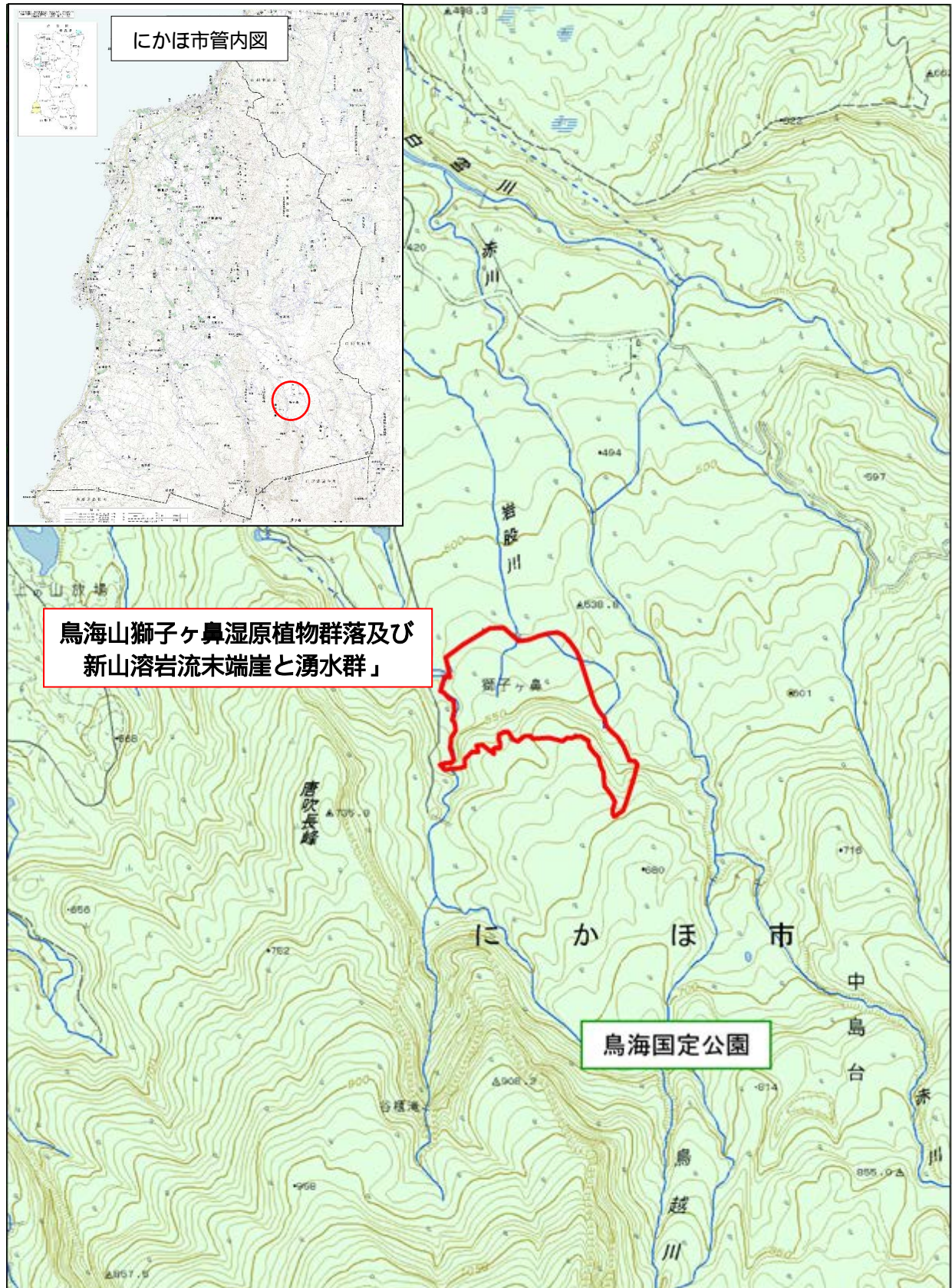
### （5）概要

鳥海山北麓の標高約 550 m には、鳥海山からの新山溶岩の末端部分がよく発達し、その下部から豊富な湧水が溢れ出している。獅子ヶ鼻湿原植物群落は、この湧水に涵養された湿地帯と、周囲のブナ林により構成されている。湧水は、年間を通してほぼ一定の水温（7.2～7.3℃）、酸性（pH4.4～4.6）、高いアルミニウムイオン濃度（6～10 mg/L）、高い溶存酸素飽和度（93～96%）等を保っている。このような湧水の特異な性質によって、湿地帯に多量の蘚苔類が密生して、大変珍しい景観を呈している。稀産種のタイ類であるヒラウロコゴケ、ハンデルソロイゴケが多量に生育していること、立山と本湿原にしか存在の報告がないタイ類のヤマトヤハズゴケが生育していること、ならびに通常標高 1,000 m 以上の地点に生育する高山性のセン類であるシモフリゴケ、カギハイゴケ及び同じく高山性のタイ類であるタカネツキゴケ、ミズホラゴケモドキ、イイデホラゴケモドキが標高 500 m 程度の本湿原で見られることは学術的に貴重である。また、オオミズゴケ、ウロコミズゴケ、ヒメミズゴケ、ハリミズゴケ、オクヤマミズゴケ等で構成されるミズゴケ類の群落が広範に発達していることも価値が高い。また、周囲の森林には、雪上伐採を繰り返したことによって形成された「あがりこ」と呼ば

れる奇形ブナが数多く生育し、大変珍しい景観を呈するとともに、かつての人間と自然との関わりを物語っている。

このように、鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群は、コケ群落、湧水、流水、広葉樹林等の湿原全体が一つの生態系として極めて学術的価値が高いものである。

(6) 位置図



## 2 獅子ヶ鼻湿原の沿革

- ・平成3年度 林野庁の保護制度に基づき「獅子ヶ鼻湿原ムラサキヒシャクゴケ植物群落保護林」に指定。
- ・平成4年度 「鳥海山獅子ヶ鼻湿原総合学術調査委員会」現地調査が行われ、平成5年1月に中間報告書がまとめられる。
- ・平成6年2月15日 「獅子ヶ鼻湿原植物群落」(15.87ha)が象潟町の天然記念物に指定される。
- ・平成8年8月16日 「獅子ヶ鼻湿原植物群落」(26.11ha)が秋田県の天然記念物に指定される。
- ・平成9年度 象潟町中島台「奇形ブナ」林の成因に関する調査が行われる。
- ・平成11年3月 「鳥海山獅子ヶ鼻湿原総合学術調査中間報告書」(平成5年1月)と「象潟町中島台奇形ブナ林の成因に関する調査報告書(平成10年1月)」を『鳥海山獅子ヶ鼻湿原学術調査報告書-植物編-』として一冊にまとめる。
- ・平成13年1月29日 鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群(26.11ha)が国の天然記念物に指定される。
- ・平成15年8月7日 象潟町が鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群の管理団体に指定される。
- ・平成17年10月1日 象潟町・仁賀保町・金浦町が合併してにかほ市となり、管理団体がにかほ市となる。
- ・平成18年 にかほ市象潟町でナラ枯れ被害が確認される。
- ・平成19年8月4日 獅子ヶ鼻湿原が日本蘚苔類学会より「日本の貴重なコケの森」に認定される。
- ・平成20年6月 「獅子ヶ鼻湿原出つぼ」が環境省より「平成の名水百選」に認定される。
- ・平成20年9月 ブナの葉を食べるウエツキブナハムシの被害が中島台、獅子ヶ鼻湿原にも広がる。
- ・平成20年12月 県のレッドリストに、獅子ヶ鼻湿原の蘚苔類ではハンデルソロイゴケやヒラウロコゴケなど33種、地衣類では18種が指定された。
- ・平成21年3月19日 『天然記念物「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群」緊急調査報告書』を刊行する。また「保存管理計画」を策定し、緊急調査報告書内に記載する。
- ・平成22~23年以降 秋田県内にナラ枯れ被害が拡大する。

## 3 緊急調査事業の目的

2009(平成21)年3月の緊急調査報告書(保存管理計画)では、鳥海マリモ群生地について「コケ群落地に枯葉が落ち、コケを覆っている件および緑色の藻類が発生している件については、落ち葉および緑色の藻類がコケに与える影響はなく早急に除去する必要はないとの調査結果から、今後も経過観察していくものとする」とされた。しかし、近年、鳥海マリモ群生地で落ち葉の堆積が顕著となり、コケが覆われていることが危惧されるようになってきた。

前回の保存管理計画策定から10年以上が経過し周辺環境にも変化が見られることから、市では緊急調査委員会を設立し、水量、水質、植生、コケ類の分布や生育状況など獅子ヶ鼻湿原の現状を明らかにすることを目的として総合的な調査を行った。その結果をもとに、獅子ヶ鼻湿原の本質的価値を維持し続けるためには何をすべきなのかについて検討した。

#### 4 委員会の設置・経過

##### (1) 委員会の設置

緊急調査事業実施にあたり、蘚苔類等、関連分野の有識者からなる緊急調査委員会を設置した。(表 1.1)

表 1.1 緊急調査委員会の構成

氏名	所属 令和2年4月委嘱時	専門分野
蒔田 明史 (委員長)	秋田県立大学生物資源科学部 教授	植物生態学、環境教育学
加藤 竜悦 (副委員長)	秋田県鳥獣研究会 会長	鳥類生態学
林 信太郎	秋田大学大学院教育学研究科 教授	火山学、火山地質学、地学教育
林 武司	秋田大学教育文化学部 教授	水文学、水文地質学、自然地理学
樋口 正信	国立科学博物館植物研究部 部長	植物系統分類学(コケ植物、蘚類)
古木 達郎	千葉県立中央博物館 主任上席研究員	植物分類学(コケ植物、苔類)
網田 和宏	秋田大学大学院理工学研究科 助教	水資源・地表環境学
横山 正義	鳥海山動植物研究グループ 「マンサク会」 会長	にかほ市自然・文化財全般

##### 指導・助言

氏名	所属	期間
田中 厚志	文化庁文化財第二課文化財調査官	令和2年4月1日～令和5年3月31日
石井 啓之	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室学芸主事 秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室主任学芸主事	令和2年4月1日～令和3年3月31日
		令和3年4月1日～令和4年3月31日
和泉 洋介	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室学芸主事	令和2年4月1日～令和3年3月31日
		令和4年4月1日～令和5年3月31日

##### 事務局

氏名	所属	期間
齋藤 一樹	にかほ市教育委員会教育次長 文化財保護課専門員	令和2年4月1日～令和3年3月31日
		令和3年4月1日～令和5年3月31日
今野 和彦	にかほ市教育委員会文化財保護課課長	令和2年4月1日～令和4年3月31日
鎌田 昭義	にかほ市教育委員会文化財保護課副主幹 課長	令和2年4月1日～令和4年3月31日
		令和4年4月1日～令和5年3月31日
齋藤 泉	にかほ市教育委員会文化財保護課副主幹	令和4年4月1日～令和5年3月31日

## (2) 委員会等開催の経過

2009(平成21)年3月に緊急調査報告書を刊行以降、市では次のとおり調査委員会等を開催し、獅子ヶ鼻湿原の管理を行ってきたほか、令和元年度に緊急調査準備委員会を設置した(表1.2)。令和2年度から4年度にかけ、緊急調査委員会を開催した。(表1.3)

表1.2 委員会等開催の経過(平成21年度から令和元年度緊急調査準備委員会まで)

日時・場所	内容
平成21年度獅子ヶ鼻湿原調査委員会 平成22年2月26日(金)	現状と今後の管理方針について
平成23年度獅子ヶ鼻湿原調査委員会・現地調査 平成23年6月9日(木)	出つぼの倒木処理、ナラ枯れ対応、遊歩道の整備、鳥海マリモ群生地の落葉、外来種の駆除と予防措置について
平成24年度獅子ヶ鼻湿原調査委員会・現地調査 平成24年5月28日(月)	出つぼの倒木処理、ナラ枯れ対応、遊歩道の整備、鳥海マリモ群生地の落葉について
平成25年度獅子ヶ鼻湿原調査委員会 平成26年1月12日(日)	市議会や市長面会日で取り上げられた内容、現状と今後の管理方針について
平成27年度獅子ヶ鼻湿原調査委員会・現地調査 平成27年7月17日(金)、7月27日(月)	出つぼ周辺の木道・看板整備について
平成30年度獅子ヶ鼻湿原調査委員会・現地調査 平成30年11月21日(水)	出つぼの倒木処置、鳥海マリモ群生地の落ち葉について
令和元年度緊急調査準備委員会 令和元年11月16日(土)～11月17日(日)	令和2年度以降の緊急調査事業について

表1.3 委員会等開催の経過(令和2年度～令和4年度 緊急調査委員会)

日時・場所	内容
令和2年度第1回緊急調査委員会・現地調査 令和2年7月14日(火)～7月15日(水)	委員長副委員長の選出、緊急調査事業の概要、調査の分担について
令和2年度第2回緊急調査委員会 令和2年11月17日(火)	緊急調査事業の調査について
令和2年度第3回緊急調査委員会 令和3年3月11日(木)	令和2年度調査報告、今後の調査計画について
令和3年度第1回緊急調査委員会・現地調査 令和3年7月8日(木)	令和3年度調査状況、今後の調査計画、保存活用計画策定について
令和3年度第2回緊急調査委員会 令和3年12月16日(木)	令和3年度調査状況、今後の調査計画、緊急調査報告書・保存活用計画書の構成について
令和4年度第1回緊急調査委員会 令和4年6月7日(火)	令和3年度調査報告、鳥海マリモ群生地の現状と今後の管理、緊急調査報告書の構成について
令和4年度第2回緊急調査委員会 令和4年11月29日(火)	緊急調査報告書の構成及び中間報告、鳥海マリモ群生地の現状と今後の管理について
令和4年度第3回緊急調査委員会 令和5年2月5日(日)	緊急調査事業の総合的な評価、令和5年度事業と保存活用計画の策定について

## 5 緊急調査委員会設置要綱

天然記念物「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群」緊急調査委員会設置要綱  
令和2年3月25日

にかほ市教育委員会告示第10号

(設置の目的)

第1条 天然記念物「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群」(以下「獅子ヶ鼻湿原」という。)の適正な保全と活用を図るため、獅子ヶ鼻湿原緊急調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

(調査委員会の責務)

第2条 調査委員会は、獅子ヶ鼻湿原の環境調査・分析等を行い、既定保存管理計画の変更の必要性について検討する。なお、必要と結論づけられた場合には保存管理計画の見直しを行う。

(組織)

第3条 調査委員会は、10人以内の委員で組織する。

2 調査委員は、次の各号に掲げる者のうちから、にかほ市教育委員会教育長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 前各号に掲げる者のほか、にかほ市教育委員会教育長が必要と認める者

(調査委員の任期)

第4条 調査委員の任期は、委嘱した日から令和5年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 調査委員会は、委員長が招集し委員長が議長を務める。

2 調査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

5 最初が開催される調査委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、にかほ市教育委員会教育長が招集する。

(事務局)

第7条 調査委員会の事務局は、にかほ市教育委員会文化財保護課に置く。

2 調査委員会の庶務は、事務局で処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めのあるもののほか調査委員会の運営に関して必要な事項は、にかほ市教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。